

札障第 5161 号

平成 30 年（2018 年）3 月 5 日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

放課後等デイサービスにおける報酬区分の導入に係る対応について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度の報酬改定により、放課後等デイサービスについて、「利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する」旨の取扱いが示され、指標に該当する障がい児の割合に基づき、基本報酬が決まることとなりました。

当該取扱いの導入に伴い、市町村は、各利用者に対して国が示す指標に基づき、該当・非該当の判定を行う必要がありますが、支給決定期間が更新されるまでの間に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めることも可能とする予定である旨も示されたところです。

つきましては、本件について、下記のとおり取扱うことといたしましたので、通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 取扱い

放課後等デイサービスの支給決定有効期間始期が平成 30 年 4 月 1 日以前である者については、原則、国が示す指標に基づく判定は行わず、本市が定める対象者要件を満たす場合、平成 30 年 3 月末までに行われた支給決定の有効期間内に限り、指標の判定に準ずる状態として認め、通所支援受給者証に「区分 1」と記載する。

2 留意事項

(1) 「区分 1」の対象となる方には、平成 30 年 3 月 19 日（月）までに新たな通所支

援受給者証を送付いたしますので、随時保護者へ新たな通所支援受給者証の交付有無及び「区分1」の記載有無の確認をお願いいたします。

※ 対象外の方には、新たな通所支援受給者証は交付されません

- (2) 本市が定める対象者要件を満たさないものの、国が示す指標に該当する者については、事業所からの申出等により確認を行うことを検討中であるため、詳細が決まり次第、別途通知いたします。
- (3) 平成30年4月以降に支給決定を行う者の取扱いは、報酬告示などが示されたのちに、別途通知いたします。
- (4) 現時点で示されている情報に基づく対応であるため、今後示される内容により、対応を変更する場合があります。

3 添付資料

- (1) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋） 別添1
- (2) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等
デイサービスの報酬区分の導入について 別添2
- (3) 通所支援受給者証記載例 別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：石橋 Tel：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
